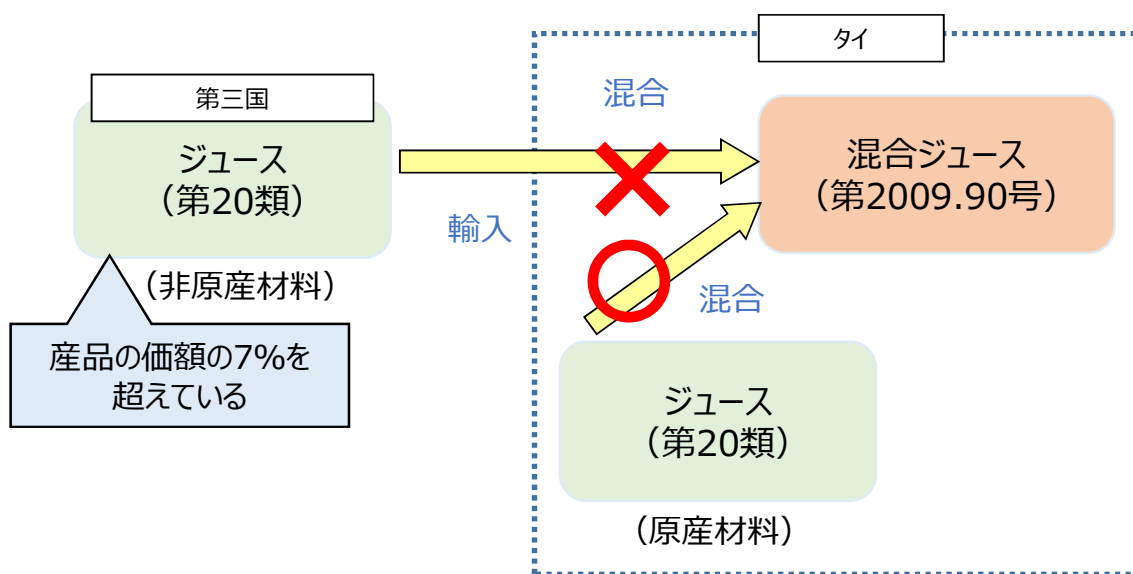


製品名	混合ジュース	HS番号	第2009.90号 (HS2002※) ※2022年1月1日からHS2017
協定名	日タイ協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	PS (実質的変更基準を満たす製品)
品目別規則	第2009.90号の製品への他の類の材料からの変更 (第7類又は第8類の材料からの変更を除く。)		
概要	材料を確認したところ、原産材料と非原産材料の第20類のジュースを混合していることが判明。第20類の非原産材料については、他の類の材料からの変更が行われていないことから、品目別規則を満たさない。また、当該非原産材料の製品に占める価額割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、日タイ協定上のタイ原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

第20類 (又は第7類若しくは第8類) の材料を使用する場合は、**原産材料であることが必要**

僅少の非原産材料を適用するための要件

品目別規則を満たさない非原産材料の価額割合が特定の割合を超えないことが必要